

家族の健康

国保から



健康まるくん

みなさんに納めていただく国民健康保険税は、みなさんの健康でいきいきとした生活を守るための医療費にあてられる大切な財源として使われています。

安心して医療を受けるためにも、保険税は納期を守り納めましょう。

平成22年度の国民健康保険税が決まりました

今年度は医療給付費の所得割額、均等割額、平等割額、および介護納付金の賦課限度額が変わりました。

みなさんに送付する国民健康保険税の納税通知書は、平成21年中の所得をもとに算定されています。なお、年度途中でご家族が国民健康保険に加入または脱退した場合は、月割りで計算し直し、新たに通知書を郵送します。

割振り項目	医療給付費	後期高齢者支援金	介護納付金
①所得割額	前年の給与所得控除後の金額などから基礎控除額33万円を差し引いた金額の 6.5% (昨年度は6.3%)	2.5%	1.3%
②資産割額	土地・家屋にかかる固定資産税額の 40%	なし	なし
③均等割額	加入者または該当者1人につき 1万3千円 (昨年度は1万2千円)	9千円	1万3千円
④平等割額	1世帯または該当世帯につき 2万2千円 (昨年度は2万1千円)	なし	なし
賦課限度額	1世帯に賦課される限度額 47万円	12万円	10万円 (昨年度は9万円)

国保の給付

病気やけがをしたとき、病院などに医療費の一部（一部負担金）を支払うことで、診療を受けることができます。特別な事情で一部負担金の支払いが特に困難なときは、高額療養費受領委任払制度、高額療養費付制度や減免などの相談を受け付けています。

保険税を納めないとなあなたが、家族が困ります！

保険税が納期限までに納付されないと、次のような措置をとります。

■納期限を過ぎると督促を行います
・本税に対して延滞金を加算します。

■納期限から1年を過ぎると
・有効期限の短い保険証を交付します。

■さらに滞納が続くと
・特別な事情がある場合を除き、保険証を返還していただき、代わりに「資格証明書」が交付されます。
・そのほかに、財産の差し押さえなどの処分を受ける場合があります。

※資格証明書とは：病院などにかかるとき、医療費を全額自己負担し、後日申請して払い戻しが受けられるものです。

◎納付が困難なときには
滞納のままにせず、
お早めに窓口へ相談を！

保険税の減免と軽減制度

災害そのほか特別な事情で、生活が著しく困窮し、納付が困難なときは、減免や徴収猶予が受けられる場合がありますので、ご相談ください。（納期を過ぎると減免ができなくなります。）

※平成22年度から、自己都合以外の理由で離職後、国民健康保険に加入したかたなどで一定の条件を満たすかたは、申請により国民健康保険税の軽減を受けられる場合があります。

対象者は、雇用保険加入中に、倒産・解雇・雇止めなどにより離職したかたで、雇用保険受給資格者証をお持ちのかた。受給資格者証に記載されている理由のコードが11、12、21、22、23、31、32、33、34のかたです。

特定健康診査担当からお知らせ

該当者に郵送した「特定健康診査のご案内」のパンフレットの実施機関一覧（5～7ページ）について、変更がありましたのでお知らせします。

◆新たに実施する機関

- しみず整形外科クリニック
柳崎5ノ3ノ17 ☎(262)5413
- 八百板整形外科医院
鳩ヶ谷市本町4ノ4ノ10 ☎(283)8811

◆実施を取りやめる機関

- 伊神産婦人科クリニック（中央地区）
- ララガーデン川口クリニック（横曽根地区）
- 西川口病院（横曽根地区）

◆検査項目の変更

- 今野医院（鳩ヶ谷市）：心電図検査を実施。眼底検査は実施しません。

※今後の変更は、市ホームページをご覧ください。国民健康保険課にお問い合わせください。